

景観行政団体に係る県の同意について

このほど真庭市から、景観法第7条第1項に基づく景観行政団体になることについて協議があり、適当と認められることから次のとおり同意する。

1 同意理由

- ・ 今後の景観形成施策の方向性が県の景観計画と整合している。
- ・ 組織体制が整っている。

2 景観行政団体となる時期

平成22年7月1日

3 県内の状況

岡山県 岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市

(参 考)

1 景観行政団体（景観法第7条第1項）

景観計画を策定して建築物の新築等に関する規制誘導を行うことができるほか、景観重要建造物・樹木や景観整備機構の指定、景観協定の認可など、独自の景観行政を進めることができる。

2 全国の景観行政団体（平成22年4月1日現在）

	都道府県	指定都市	中核市	その他の市町村
	(法指定)			(都道府県との協議・同意による)
全国	47	19	40	343